

北畠親房の思想的基盤

白山 芳太郎

はじめに

近年、北畠親房の思想についての研究論文は少なくない。そして、それらによって、『神皇正統記』における仏教とか、『神皇正統記』における儒教的政治思想とか、について明らかになったことは数多い。

平田俊春氏の『神皇正統記の基礎的研究』、我妻建治氏の『神皇正統記論考』、の特に、「北畠親房の儒教思想」「神皇正統記における仏教」、久保田収氏の「北畠親房と密教」(『増補北畠親房公の研究』所収)、玉懸博之氏の「『神皇正統記』の歴史観」(『日本思想史研究』第一号所収)、益田宗氏の「中世史論の価値」(『国文学』第十一巻第二号)、萩原龍夫氏の「北畠親房における神道、仏教の相関」(『東京学芸大学研究報告』第六集所収)、加地宏江氏の「職原鈔の思想的基盤をめぐって」(時野谷勝教授退官記念『日本思想史論集』所収)などの研究がそれである。

これら先学の駄尾に付して、北畠親房の思想的中心基盤について解明してみたい、というのが、本稿の目的である。

一

北畠親房の思想的基盤を考えるにあたって、まず、北畠親房の思想的中心基盤は儒教ではないか、という想定が考えられる。

なぜなら、第一に、一条兼良の著わした『尺素往来』のなかに、玄恵法印より『資治通鑑』および『宋朝通鑑』の伝授を受けた人物中、特に濫輿を得た人物が親房だと記され、儒教の教養が豊かだったと知られること、第二に、親房の主著『神皇正統記』のなかの文章には、『大学』・『中庸』・『周礼』・『論語』・『孟子』などの儒教経典の引用がみられること、などからである。

また、仏教思想が親房の思想的中心基盤ではないか、という想定も考えられる。

なぜなら、第一に、親房は元徳二年、三十八歳で出家し、宗玄(のちに覚空)と改名していること、第二に、真言仏教を研究した『真言内証義』なる著作があること、第三に、『神皇正統記』の基礎的研究¹⁾のなかで平田俊春氏が述べられた如く、『神皇正統記』の正統論は南宋の『仏祖統記』にその基礎を負っていること、などか

らである。

しかし、親房は、『神皇正統記』に、仏教や儒教は、「権化ノ神聖」だということを説いている。つまり、神主仏徒の立場から、儒・仏は仮の姿で化現したものと考え、「天照大神ノ御心」によって、「我國ノ道」、即ち神道を「ヒロメフカクシ給」うために伝来したものだと言っているのである。それを述べている部分は、『神皇正統記』の次の記載である。

君モ臣モ神明ノ光胤ヲウケ、或ハマサシク勅ヲウケシ神達ノ苗裔也。誰カ是ヲアフギタテマツラザルベキ。此理ヲサトリ、其道ニタガハズハ、内外典ノ学問モ、ココニ、キハマルベキニコソ。サレド、此道ノヒロマルベキ事ハ、内外典流布ノ力ナリト云ツルベシ。魚ヲウルコトハ網ノ一目ニヨルナレド、衆目ノ力ナケレバ是ヲウルコトカタキガ如シ。応神天皇ノ御代ヨリ儒書ヲヒロメラレ、聖德太子ノ御時ヨリ釈教ヲサカンニシ給シ、是、皆権化ノ神聖ニマシマセバ、天照太神ノ御心ヲウケテ、我國ノ道ヲヒロメフカクシ給ナルベシ。

即ち、仏教や儒教は権化の神聖だと説いて、儒・仏は仮の姿で現われたと考え、我國の道である神道を広くし、深くするために伝来せしめられたものだ、と述べている。そして、それは、たとえていえば、魚を網で捕えるのは中心の網の目であるが、周囲の網の目がなかったならば、魚を捕えることができないように、此の道、神道のひろまるためには、仏教や儒教の協力もあった、という考えにおいて、神・儒・仏の関係をとらえているのである。

その主張するところは、当時の神道説の多くが、仏主神徒の立場

から説くのに対して、強く神道の自主性を述べた点が、著しく他の諸説と相違している、とみられる。

しかも、それによって、儒・仏を廃してしまうというのではなく、『神皇正統記』に記して、「此道ノヒロマルベキ事ハ内外典流布ノ力」、即ち、仏教や儒教の經典の力によるところが大きいと述べ、また、『神皇正統記』に次の如く記して、

且ハ仏教ニ限ラズ儒・道ノ二教乃至諸ノ道、踐シキ芸マデモオコシ用キルヲ聖代トイフ。

と説き、仏教のほかには儒教・道教も、とりいれていくべきであると論じている。

しかし、あくまでも神道を中心にして、その上で、儒・仏・道教もとりにいれていくという態度、立場であって、自主性は神道の方にあるという態度で論じているのである。

しかも、そのようにして神道が流布した要因のなかにおいて、仏教や儒教が果たした役割を認めようとしているのである。

従って、『神皇正統記』に記して、神道流布の背景の一部である諸宗教は、

君トシテハ、イヅレノ宗ヲモ大概シロシメシテ捨テラレザラン事。

を心がけていたきたい、と述べ、儒教や仏教諸宗の貢献度を充分に認めた上で、天皇の道としては、それらへの御理解も必要だ、と論じているのであって、神道の自主的立場から、神・儒・仏の関係をとらえなおしたものだといえよう。

そこで、親房は、神道についてどのような意識を持っていたので

あろうか。『神皇正統記』神代の条に記して、

抑、神道ノコトハタヤスクアラハサズト云コトアレド、根元ヲシラザレバ猥シキ始トモナリヌベキ。其ツキエヲスクハンタメニ、聊、勸シ侍リ。神代ヨリ正理ニテウケ伝ヘルイハレヲ述ムコトヲ志シテ、常ニ聞ユル事ヲバノセズ。シカレバ、神皇ノ正統記トヤ名ケ侍ベキ。

とある。

神道の根源を知らなかったならば、多くの誤解の端緒となるであろうから、その弊害を救うために、神代より、正統の皇位継承が行われてきたいわれを記そう、というのであるから、皇位継承の次第を明らかにするなかに、神道の根元はそなわっていると、親房は考へていたことがわかる。

次に、『神皇正統記』鸕鷀草葺不合尊の条に記して、

葺不合ノ尊八十三万余年マシマシシニ、ソノ御子、磐余彦尊ノ御代ヨリ、ニハカニ人王ノ代トナリテ、曆数モ短クナリニケルコト疑フ人モアルベキニヤ。サレド、神道ノ事オシテハカリガタシ。マコトニ磐長姫ノ詛ケルママ壽命モ短クナリシカバ、神ノフルマイニモカハリテ、ヤガテ人ノ代トナリスルカ。天竺ノ説ノ如ク次第アリテ減タリトハミエズ。又百王マシマスベシト申メル。十々ノ百ニハ非ルベシ。窮ナキヲ百トモ云リ。(中略) 天地モ昔ニカハラズ、日月モ光ヲ改メズ、況ヤ三種ノ神器世ニ現在シ給ヘリ、窮アルベカラザルハ、我が国ヲ伝フル宝祚也。アフギテタ(ツ)トビタテマツルベキハ、日嗣ヲウケ給スベラギニナンオハシマス。

とある。つまり、人皇の代となつてから、天皇の御宝算が何十万年からにわかに百何十歳、或は何十歳と短くなるが、これは、神道のことであつて、言いかえれば神意に基づくものであり、仏教の末法説のような、だんだんに時代が下降していくという法則の如きものがあつて減少したのではなく、また、百王説という流行の考え方も、本来の意味は、十かける十の百ではなく、きわまりなく無限のことをさして百というのであつて、従つて、「百官」とか「百姓」とか数の多くして数えきれないことの意だと述べ、さらに、天壤無窮の神勅を引用し、我国は、三種の神器が現在し給う以上、無窮に發展していくのであつて、そうだとすれば、「日嗣ヲウケ給スベラギ」、現実には皇位を継承しておられる天皇を仰ぎ尊ぶべきであつて、神意に基づく曆数の異同と、無窮の皇位継承とがなされると考へている。従つて、末法説や限定数での百王説は誤りであり、そのような神意の働きである神道が行われて、この国の歴史は展開しているのであると、それを応神天皇の条では、次のように「神国」と呼んで、従つて神国だから、神道の道にたがいては一日もすこすべきではない、と説いている。

即ち、『神皇正統記』応神天皇の条に記して、

天照太神モタダ正直ヲノミ御心トシ給ヘル。(中略) 皇太神、豊受ノ太神、倭姫命ニカカリテ託宣シ給シニ「(中略) 神ハタルルニ祈禱ヲ以テ先トシ、冥ハクハフルニ正直ヲ以テ本トス」トアリ、同二十三年二月、カサネテ託宣シ給シニ、「日月ハ四州ヲメグリ六合ヲ照スト云ドモ正直ノ頂ヲ照スベシ」トアリ、サレバ二所宗廟ノ御心ヲシラント思ハバ、只正直ヲ先トスベキ

也。大方天地ノ間ニアリトアル人、(中略)不正ニシテハ、タツベカラズ。コト更ニ此国ハ神国ナレバ、神道ニタガヒテハ一日モ日月ヲイタダクマジキイハレナリ。

とあるものである。

次に、『元元集』の神国要道篇に、

皇祖天照太神、手持三種宝器、口伝三句要道、与日月俱懸、与天地不朽者也。伝瓊玉者欲使脩其身克妙。伝宝鏡者欲使正其心克明也。伝神劍者欲使致其知克断也。(中略)伏冀、御宇之聖皇、在官之八十氏人等、留心於此道、与神齊其明者、安諸天下在於掌中焉。と記して、三種の神器により伝えられているところの神意に心を留めて、その身を正しくし、その心を正しくしなければならぬと述べている。「此道」と表記しているが、文脈から考えて「神道」ということをさしたものであらう。

次に、『東家秘伝』によると、

神道ノ妙ナル事、凡慮難測。治世ノ要道豈有異途乎。

とあって、政治の道においても、要点は神道に基づく政治以外にない、と述べ、さらに、三種の神器の教理として親房が考えている正直(鏡)・慈悲(玉)・決断(劍)について、同書に、

正直・慈悲・決断ノ三ヲバ不出也。内外ノ典籍千万ナレドモ、又此三ニハ不遇ナリ。

と記して、神器により伝えられた神道の教理を、内外の典籍により知られる教説以上のものと論じている。

二

此の如き神道への意識に基づくところの親房の神道信仰について考えてみると、親房における神道信仰は、神の恩ということを、中心においた信仰である、とみられる。

次の如く『二十一社記』にあり、また、『神皇正統記』にも記しているのであるが、まず、『二十一社記』より引用してみると、カシハ井ノ水ヲ飲モ、稲穂ヲ食モ神体ニハ非ズヤ、神恩ニハ非ズヤ。

と記して、水も稲も神の神体ではないか、それをいただいているのであるから、我々は神恩と感謝しなければならないのではないかと説いているのである。また、『神皇正統記』後嵯峨天皇の条に記して、

朝夕ニ長田狭田ノ稲ノタネヲクフモ皇恩也。昼夜ニ生井榮井ノ水ノナガレヲ飲モ神徳也。

とあって、毎日、稲の種を食べることは皇恩だとし、水を飲むことについても神徳だと述べている。

「神徳」というのは、恵みを与えられる神の側からいって「徳」と称したのであって、その徳によって恵みを受ける立場からいうならば「神恩」となるのである。「神徳」と「神恩」とは、その主体性の置き方によって書き分けられるものであって、「神恩」と呼称されても、「神徳」と呼称されても、同じことを別の立場から称した言葉である。

従って、神の徳であるから、神に感謝しなければならないことで

あり、神の恩であるから神に感謝しなければならないことである。

神恩とあつても、神徳とあつても、稲種と水というものを食する時には、神に感謝しなければならぬということ、説くのである。

しかも、『二十一社記』と『神皇正統記』における重要な点は、どのようにして我々にもたらされたかということについて、当時伝わっていた神話伝承に基づいて考えている点である。

つまり、親房における神道信仰は、根源を神話にもとめ、神話によつて知った神徳・神恩に対して感謝しようとするものであるということである。

どうして感謝しなければならないかということについて、神話に基づいて考えようとする態度、たとえば、水については、次のような神話に基づいて説いている。

『二十一社記』に記して、

水ハ、天孫降給シ時、諸神申ケルハ、葦原ノ中州皆潮也、イカガスベキ。仍（テ）供奉（シ）神ノ中ニ天孫雲命ト云神ヲ天上ヘ還シテ皇祖ニ申給。即、琥珀ノ瓮ニ入テ給之。此神持下テ、此国ニ留（シ）給フ。

とあつて、天孫降臨の際に、諸神がいうことには、この国土は、海水の塩水しかなかったという伝承より説くのである。それを、このあたりの記載は伊勢外宮に伝わった伝承と思われるが、外宮祠官度会氏の遠祖である天村雲命が天孫の供奉神として仕えていたので、この神を天上に報告のために還されたこととあつて、そこで、天照大神が真水を与えられ、それを天村雲命に授けて、この国に持ち下らしめられ、塩水ばかりでなく、真水も存在するようになった、と記し

ているのである。

従つて、本来塩水ばかりであつたこの国において、神の力により真水も存在するようになったのであるから、神恩として感謝すべきだと説くのである。

この議論の核になっている度会神主遠祖天村雲命伝承は、北畠親房が伊勢神道の教授を受けた度会家行著の『類聚神祇本源』の外宮別宮篇に記して次の如くある。

御井社。大田命伝曰。御井水。天孫降臨以来。天村雲命理_二治于虎珀之鉢_一。金剛夜叉神所化。一尺八寸。爲守殿。七星十二神羅列。光明如明星坐也。天降居留也。鹿。光明如明星坐也。皇太神。皇孫之命天降坐時_爾。天村雲命乎御前立_二天降仕奉_一。于_レ時皇孫之命。天村雲命召詔久。食国之水波未_レ熟。荒水爾在_{利介}。故御祖天御中主神之御許爾參上。此由言天来止詔。即天村雲命參登_氏。天孫之御祖之天照太神。天御中主神之御前爾皇御孫之申止宣事_乎。子細申止時_爾。御祖天照皇太神。天御中主皇太神。正哉吾勝尊。福魯岐神魯美尊神議詔久。雜爾奉_平政者行奉_下氏在_{母度}。水取政道_於遺_波。天下復飢餓久在_{利介}。何神乎_加下_度思_爾。勇_氏志參登来度詔_天。天忍石乃長井乃水取。八盛天誨給久。此水持_下氏。皇太神乃御饌爾八盛獻_天。遺水波。天忍石水止術云_天。食国乃水爾灌和天。朝夕御饌爾奉_レ獻_礼。即時日向高千穗宮乃御井定崇居焉奉_レ仕矣。自_レ爾以降。但波真井爾鎮移居。水戸神奉_レ仕_岐。其後從_二真井原_一遷_二于止由氣宮_一乃御井_一居上焉。

この史料により、先述の親房の記載は、外宮伝承を度会家行より学んだことが知られる。その背景に、この『類聚神祇本源』を親房が写した旨の識語を有する神宮文庫蔵度会実相書写本（一門三六九

号本)が存し、家行からの学習が保証されるからである。

ところで、前引の『類聚神祇本源』の記事には「大田命伝曰」とあって、「飛鳥記曰」ではないので、『伊勢二所皇太神御鎮座伝記』の引用とみられるが、事実は、『大神宮叢書』本の頭注に注記がある如く、『豊受皇太神御鎮座本紀』の引用である。『類聚神祇本源』は、「大田命伝曰」の次に、「二所太神宮御鎮座本紀曰」として、「大田命伝曰」と重複しない部分に関する異伝を載せているが、『伊勢二所皇太神御鎮座伝記』の引用である。但し、これは現存本によるという但し書がつくわけであるが、現存本は、『御鎮座伝記』『御鎮座本紀』とも、吉野時代の卷子本が存し、『類聚神祇本源』も、転写回数のない正平八年写本(神宮文庫一門一〇〇九一号本)により引用したもので、転写の間の誤写とは考えられない。従って、今の所、新出善本の出現をみない限り、度会家行の『類聚神祇本源』編輯の間に発生した誤記と考えられる。ただ「御鎮座本紀」といえば、我々は『伊勢二所皇太神御鎮座伝記』を想像することなく『豊受皇太神御鎮座本紀』のことであろうと考えるために誤記と判断したが、たとえば「天照坐伊勢二所皇太神宮御鎮座次第記」の末尾に、

以前。天照坐二所皇太神宮御鎮座本記。所録頭如件。

とあって、『御鎮座次第記』を「御鎮座本紀」と呼んだかも知れず、『御鎮座次第記』・『御鎮座伝記』・『御鎮座本紀』の神宮三部書の間には、度会家行の当時において尚厳密な呼称の特定が行われていなかったかもしれないとも思われるのである。しかし、当時の諸本が現存し、それより見る限りにおいては、『御鎮座伝記』を

「御鎮座本紀」と呼ぶのは異例であり、また、「御鎮座本紀」であれば「豊受皇太神」と冠していなければならないと思われるのに「二所太神宮」と冠し、『御鎮座本紀』を引用して、「飛鳥記」でなく「大田命伝曰」と記すのは、家行の無意識的な何らかの誤記であって、家行の関与によるとみられる。

この部分の同文が、北畠親房著とみられる『元元集』外宮遷座篇の御井神の条に、「大田命伝曰」及び「御鎮座本紀曰」として引用されている。また、前述の『類聚神祇本源』の御井社の条(外宮別宮篇)における「二所太神宮御鎮座本紀曰」の次に「大同本紀曰」が引用されているが、『元元集』にも「大同本紀曰」として同文が引用されている。

親房は、『類聚神祇本源』御井社の条より学んで、『元元集』御井神の条に転記し、それに基づいて、前述の『二十一社記』における天村雲命伝承や、『神皇正統記』と『二十一社記』における神恩・神徳に関する記載へと展開させたものであろうと思われる。

「カシハ井ノ水ヲ飲」むことに關して、神恩だとする『二十一社記』の記載、「水ノナガレヲ飲」むことに關して「神徳」とする『神皇正統記』の記載の根源には『二十一社記』の度会神主遠祖天村雲命伝承があり、その源流に『元元集』の御井神の条、さらに『類聚神祇本源』御井社の条に溯源されることを述べてきた。叙上の部分が長きにわたったので、もとの論旨にもどすため、『二十一社記』の神体・神恩の記載を、さらに今少し後文の引用を付して掲げると、左の通りである。

カシハ井ノ水ヲ飲モ、稻穂ヲ食モ、神体ニハ非ズヤ、神恩ニハ

非ズヤ。其心不正ニシテ飲食シ、不信ニシテ坐臥セバ、神ノ誓ニモ漏レ、冥譴ヲ蒙ラム事無^レ疑。常ニ其心ニ正シクシテ、胸中ニ一物不^レ蓄、鏡ノ明ナル如ニシテ、目ニ触レ耳ニ経レテ、常ニ慈悲ヲ生ジテ惡愛ノ私ナク、事ニ臨テ決斷スルコト理ノ儘ナラバ、神ト体ヲ合テハ明ニ同シテ、世長久ナラム事不^レ求自ラ得ベシ。

これにより知られる如く、水を飲み稲を食するのは、神の神体と判断しているため、不正の飲食には神が人知れず下す冥の譴罰を蒙るであらうと考察していくのであるから、真水は神恩による賜物であるとする根拠としての度会神主遠祖天村雲命伝承は、『元元集』に記し、『二十一社記』に記さねばならず、またそれより得た結論は、『二十一社記』に記し、『神皇正統記』に記すべき重要な結論となつたものと思われる。

また、この点に関する『神皇正統記』の記載は、前述の、
朝夕ニ長田狭田ノ稻ノタネヲクフモ皇恩也。昼夜ニ生井榮井ノ水ノナガラレヲ飲モ神徳也。

に続けて、左の如く展開するのである。

コレヲ思モイレズ、アルニマカセテ欲ヲホシキママニシ、私ヲサキトシテ公ヲワスルル心アルナラバ、世ニ久キコトハリモハベラジ。イハンヤ国柄ヲトル仁ニアタリ、兵權ヲアヅカル人トシテ、正路ヲフマザランニヲキテ、イカデ其運ヲマタクスベキ。(中略)異朝ノコトハ乱逆ニシテ紀ナキタメシオホケレバ、例トスルニタラズ。我国ハ神明ノ誓イチジルクシテ、上下ノ分サダマレリ。シカモ善惡ノ報アキラカニ、因果ノコトハリ

ムナシカラズ。カツハ、トヲカラヌコトドモナレバ、近代ノ得失ヲミテ将来ノ鑑誠トセラルベキナリ。

つまり、「アルニマカセテ」稲を食へ、水を飲むようなことをしていると、「世ニ久キコトハリ」がないのであって、いわんや、政權を担当し、軍事權を担当する人の場合も同様というべきであり、近代の政治家の得失を見ても、人知れず下される神明による「因果ノコトハリ」のあることに注意し将来の鑑誠とされなければならないと説くのである。

ここに、「稲ノタネヲクフモ皇恩」とあるのは、天皇の恩の意味であるが、事実上は皇祖神の恩、即ち天照大神の恩ということをするのであって、天照大神の恩により、稲がもたらされたことに関して、『二十一社記』に記して次の如くある。

昔、天照太神ノ御田アリ。天長田狭田ト云。世ニ伝ハレルハ彼田ノ種也。勅シテ曰、以^ニ吾高天原所御齋庭之穗^ニ、亦当^ニ御^ニ於吾兒^ニ云云。

つまり、天照大神の御田より下された稲種が、世に伝わったのだとあって、稲種は天照大神によりもたらされたことを説いて、さらに『日本書紀』天孫降臨章第二の一書に記された所謂「齋庭の稲穂の神勅」、即ち、「以^ニ吾高天原所御齋庭之穗^ニ、亦当^ニ御^ニ於吾兒^ニ」の一文を引用しているのである。

稲種の到来について、天照大神の神恩によるという伝承を基礎に、だから「アルニマカセテ」⁽⁶⁾「其心不正ニシテ飲食⁽⁶⁾」してはならないと説くのである、と考える。

さらに、「惣テハ一塵一物モ神ナラズト云事無キ也。手足ニモ触

レ耳目ニモ当ラム時ハ、是神也ト知テ可敬之」(『二十一社記』)と記して、手足にふれるもの、耳や目に感じるもの、たとえば髪は見えないが感じられるところの風などをさすと思われるが、それら天地自然の万物に対して、「是(レ)神也ト知テ可敬之」と説くのである。

まとめると、北畠親房における神道信仰は、主として、稻と水を中心とする我々の生命維持を助けているものに対し神恩と感謝し、「アルニマカセテ」「不正ニ飲食」しない、そしてそれは何事においても、たとえば政治、軍事にも通用する基本的な心がけだと述べると同時に、天地自然の万物に対して「これを敬まうべし」と考えるものだ、と思われる。

三

そこで、次にとりあげる問題点は、北畠親房に強く影響を与えた伊勢外宮の祠官達の主張に対する態度に関することである。

単に、当時の歴史的背景を考慮するだけであれば、当時の歴史の推移は、吉野朝廷側の不利な戦況のなかで、外宮祠官度会氏が救援の手を差しのべてくるという背景があつて、吉野朝廷の重臣、北畠親房が、度会家行より伊勢神道を学ぶのであるから、北畠親房は、外宮祠官の主張に対し、応援するところはあつても、批難することはないであらう、と普通されなければならない。

ところが、事實は、外宮側に応援してはいないばかりでなく、外宮側の皇字の主張、即ち自らの所祭神に皇一字を挿入して豊受「皇」大神と称すべきだとする主張に対して、「末代ノ今皇字ヲ加ヘラル

ベキト申シ請フル、神慮測リガタキ事也」(『二十一社記』)とあり、また、「豊受宮ニモ皇字ヲ加ヘラルベキ由、連々之ヲ申ス。然レドモ内宮ノ支ヘ申ス事也」(同書)とあつて、確実な出典にもとづく実証性を持たざるものに対しては、批判的な見解を下しているのである。

北畠親房の著作を通じて知られる論証の過程は、本来どうあつたかを原点に展開している。たとえば、『職原鈔』に、宮内省の大膳職の次官大膳亮に関して、諸司の助は六位相当官が多いなかで、大膳亮は五位相等と特例だった本来に対し、「近代頗為輕」してきている現状は、「不叶其理」(其の理に叶はず)と批難している。

また、彈正弼、彈正忠が顯職であるにもかかわらず、近來、弼が殿上の四位・五位でなく地下に及び、忠が衛門尉の下司に所属して自主性を失っている現状に対し、「無念之儀(ナリ)」と述べ、「不叶其理」と論難している。

さらに、東宮傳は勅任かつ大臣兼任で、大納言兼任は非常にまれとされている要職であつたのに、現職でない退任した中山前太政大臣頼実がこれに任じたのは、「非常儀」と慨嘆している。

勅解由判官は、顯職で、右筆に長じたものでなければ任じられないはずであるのに、現実には、「無指事輩」(指シタル事無キノ輩)が任じているのは、「無念(レ)儀」だと、嘆息している。

檢非違使尉は、六位尉が五位となつた時には返上し、明法道より出仕のもののみ五位尉が許されるのが本来であるのに、「近代每人叙留」(近代人ゴトニ叙留ス)、即ち誰でも、どのような道から進んだものであつても五位尉が許されている現実には、「違旧例也」、即ち

本来の姿ではない、と記している。

近衛中将に俗人で着いたのは、源実朝であって、例外中の例外だったにもかかわらず、近年は譜代でない、中絶の家より近衛中将が出ているのは、「為_ニ無念_一儀_也」(無念ノ儀タルナリ)と断じている。

衛門尉は、諸大夫および侍の中より、最も人徳のある人材を選んで任ずることになっているのに、「近代不_レ及_ニ是沙汰_一」(近代是_レ沙汰ニ及バズ)という状況であるのは、無念というべきだと嘆じている。鎮守府の軍曹は、武勇に堪えた士が補せられるべきであるのに、近年は「公卿給」となり、参議以上に給せられる年給のたぐいにいれられてしまっているのは、いわれないことだ、と慨嘆している。

このように、本来いかにあるべきかという本質を考えた上で、現実の状況を判断し、本来いかにあるべきかは、古来どうであったかというところより判断するという態度である。そうであった以上、外宮宮号への皇字挿入の採不採についても、皇字の本質から判断して、「末代ノ今皇字ヲ加ヘラルベキト申シ請フル」ことに對して、「然レドモ内宮ノ支ヘ申ス事也」であってしかるべきであり、従ってそのようなことは、「神慮測リガタキ事」だ、と否定の断を下さざるを得なかったのである。そのような実証性を重んじる態度が、親房においてあるとすれば、さきほどの、度会神主遠祖天村雲命伝承に對しても、天村雲命伝承の古伝性を検討吟味した上での判断、つまり、世俗的な度会神主との関係から筆が左右されたのではなく、客観的に公平に判断した上で採用したのではないかと思われる。

即ち、この伝承は、『古事記』・『日本書紀』等の古典にはなく、従って、史料的絶対数において信頼すべき判断材料に乏しい天村雲命伝承について、『日本書紀』を始めとする古典を「神書」(『神皇正統記』)と呼んで尊重し、従って古典にない伝承は信すべきでない⁷⁾と主張している親房が、これを採択しているということでは、注目される。

中世伊勢神道書における外宮側主張を、すべて中世の偽作だと片付けてしまうのではなく、このような当時における一判断として、親房は古伝として信頼性がある⁸⁾とみて、採用しているのである。

この外宮神主度会氏遠祖天村雲命伝承について、親房が信頼するに至った過程は、親房の『元元集』によるに、関係史料を度会家行の『類聚神祇本源』という資料集から引用し吟味している。

それによると、『御鎮座伝記』・『御鎮座本紀』と、さらに『大同本紀』の引用が見られるのである。恐らく、これにより『古語拾遺』成立の大同年間を下らない古伝承と判断したものであろう。

これを、今日再検討してみると、鎌倉中期の『釈日本紀』および鎌倉初期の『神宮造例集』にはすでに『大同本紀』が引用されているところより、鎌倉中期の外宮祠官の偽作とは考えられず、平安末期をくだらないものと思われる。

さらに、この伝承より知られる内容は、表現は異なるものの、『大_ニ神宮諸雜事記_一』卷二、永承五年六月十一日の条にまで溯_ルところの神宮古伝承とみられるのである。

従って、この意味において、親房の外宮側主張に対する取捨選択は、かなり客観性の高いものであったと思われるのである。

むすび

以上、北畠親房は神道、なかなづく伊勢神道を思想的基礎とし、しかも、その中より取捨選択したところの信頼性の高いものを基盤として、その思想を形成させていって、しかも上述の如く儒教・仏教を取りいれつつ、その思想的基盤を補強したものが、親房の思想ではないか、と考察する。

註

- (1) 『元元集』が北畠親房の著作と推定されることについては、平田俊春氏著『元元集の研究』による。
- (2) 『元元集』は『類聚神祇本源』を転写した部分が多いが、この「神国要道篇」は、親房独自の記載とみられ、従って、この部分における「神道」に関わる記載は、親房の神道への意識を考える材料となり得ると判断する。
- (3) これについては、他に拙稿「北畠親房の神道観」（『神道史研究』第三十二巻第四号所収）があり、御参照願えと幸甚である。
- (4) この伝承は、前述の如く、『御鎮座伝記』・『御鎮座本紀』等に見られるが、さらに、鎌倉初期の『神宮造例集』所引『大同二年本記』に溯上され、さらに『大神宮諸雜事記』永承五年六月十一日条に溯上される。詳しくは、拙稿「北畠親房と度会神主遠祖天村雲命伝承」（『皇学館大学史料編纂所報・史料』第七十三号所収）参照。

(5) 『神皇正統記』後嵯峨天皇条。

(6) 『二十一社記』に、「其心不正ニシテ飲食シ、不信ニシテ坐臥セバ、神ノ誓ニモ漏レ、冥譴ヲ蒙ラム事無レ疑。」とあるものによる。

(7) 『神皇正統記』神代の条に、「凡神書ニサマザマノ異説アリ。日本紀・旧事本紀・古語拾遺ニノセザラン事ハ、末学ノ輩ヒトヘニ信用シガタカルベシ。」とある。

(8) 『大神宮諸雜事記』（巻二）永承五年六月十一日の条に、「抑皇太神宮天降御之時、始天御饌ヲ供進乃水ハ非当朝乃水。天村雲命ノ太神乃詔勅ヲ蒙天高天原乃天忍石乃長井水ヲ持下天其上分ヲ八歳盛備進天、残ノ水以テ天忍井水ト宣天豊受神宮乃坤方ノ岡ノ片岸ニ御井ヲ新掘天其御井底ニ天忍井水ヲ入加天、当朝ノ水ニ和合シテ末ノ世ノ御饌備進料ニ移置給水也」と記されている。平安時代後期の成立とされ、しかも内宮神主荒木田氏が代々書き継いだものとされる本書に、外宮神主度会氏遠祖天村雲命伝承が記されているところより、遅くとも本条が書き継がれた永承五年（一〇五〇）には、内宮側においてもこの伝承が伝聞されていたことが知られる。